

保護者各位

新型コロナウイルス感染症による出席停止の通知書

高崎商科大学附属高等学校
校長 安齊 義宏

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜新型コロナウイルスの出席停止期間の基準＞

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。」

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、咳・たん・息切れ等の呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと。

また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「**新型コロナウイルス感染症における療養報告書**」を記入し、学校へ提出をお願いします。

.....

学校長 様

保護者が記入

新型コロナウイルス感染症における療養報告書

科 年 組 番 氏名

1 診断を受けた医療機関名： _____

2 診断日： 令和 年 月 日

3 登校再開日： 令和 年 月 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「症状が軽快した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ 発症日 ： 月 日
2	症状が軽快した日を0日とし、翌日から数えて1日を経過している。 ⇒ 症状が軽快した日 ： 月 日

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ 印